

令和5年度公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業 公募要綱

1 事業の趣旨

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目のうち、「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対しては、公認心理師の資格取得後、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）に掲げる業務に5年以上従事した経験及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会を修了することを公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）で求めている。また、実習施設において「心理実習」及び「心理実践実習」を指導する実習指導者についても同様の取扱いとしている。

今般、令和5年度から公認心理師として5年の実務経験を満たす者が出てくることから、講習会の内容について告示し、実習演習担当教員及び実習指導者の確保のため、実習演習担当教員及び実習指導者を養成するため並びに実習演習担当教員及び実習指導者の資質を向上するため、「公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業」（以下「事業」という。）において、民間団体が実施する講習会の取組に国が財政的支援を行う。

2 応募資格者

事業に応募できる団体は、国及び地方公共団体を除く法人であって以下の要件を全て満たすもの。

また、応募に当たっては法人の代表権者の承認を得た事業代表者を定め、事業代表者は、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができるものであること。

- (1) 事業を行う具体的計画を有し、かつ、全国の講習会受講対象者に対して事業を的確に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動・養成に関する知見、公認心理師の養成に関する業務歴等を有する法人であること。

- (3) 事業内容について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室が提示する公認心理師の職能や養成に係る公認心理師関係諸団体（以下「公認心理師関係諸団体」という。）に説明し、当該団体と協力し事業に取り組むことができる法人であること。
- (4) 公的な機関の事業等において、様々な立場の有識者の意見を取りまとめる事業等に従事した実績を有している法人であること。
- (5) 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する法人であること。
- (6) 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している法人ではないこと。
- (9) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある法人ではないこと。

3 補助対象事業

以下の（1）から（7）までの全ての事業を一体的に実施すること。実施内容について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室より指示があった場合は応じること。

- (1) 講習会企画委員会の開催について
- (2) 講習会の広報について
- (3) 講習会プログラムの企画について
- (4) 講習会テキストの作成について
- (5) 講習会の開催について
- (6) 講習会開催後のフォローアップについて
- (7) 講習会修了証及び修了者名簿の作成について

(1) 講習会企画委員会の開催について

講習会企画委員会を開催し、講習会の内容等について情報共有を行い、有識者の意見を踏まえ講習会全体の水準を確保するよう努めるとともに、講習会開催後は、講習会の実施結果を振り返り、今後の講習会実施や取組推進を図るための課題等の整理を行うこと。なお、当該委員会は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並びに公認心理師の養成に関する知見を有する者により構成すること。また当該委員会委員の選定については、一部の団体や分野に偏ることがないように公認心理師関係諸団体から選定し、選定前に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に了承を得ること。

(2) 講習会の広報について

講習会の開催に際して、受講者に講習会の内容を正しく事前に周知、広報すること。

(3) 講習会プログラムの企画について

公認心理師法施行規則第3条第1項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（令和5年文部科学省・厚生労働省告示第5号。以下「実習演習担当教員養成講習会基準告示」という。）、公認心理師法施行規則第3条第4項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（令和5年文部科学省・厚生労働省告示第6号。以下「実習指導者養成講習会基準告示」という。）、令和5年5月10日付け5文科高第138号・障発0509第6号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添「公認心理師実習演習担当教員養成講習会実施要領」（以下「教員養成講習会実施要領」という。）、令和5年5月10日付け5文科高第140号・障発0509第3号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添「公認心理師実習指導者養成講習会実施要領」（以下「実習指導者養成講習会実施要領」という。）及び令和4年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」報告書に掲載されたシラバス（以下「推進事業シラバス」という。）の内容に基づき講習会プログラムを企画すること。また、教員養成講習会実施要領別表及び実習指導者養成講習会実施要領別表に定める到達目標の達成に向けた効果的な講習会プログラムとすること。なお、講習会プログラムの企画内容については、事前に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に了承を得ること。

(4) 講習会テキストの作成について

実習演習担当教員養成講習会基準告示、実習指導者養成講習会基準告示、教員養成講習会実施要領、実習指導者養成講習会実施要領及び推進事業シラバスに定められた教育内容の達成に向け効果的な講習会の実施に資する講習会テキストの作成を行い、講習会を行うものとする。なお、講習会テキストの内容については、事前に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に了承を得ること。

(5) 講習会の開催について

ア 講習会の実施方法

講習会の実施方法は対面による講義及び演習を基本とする。なお、履修方法が講義である科目については同時双方向型又はオンデマンド型、履修方法が演習である科目については同時双方向型で、講習会の実施に支障がない範囲で、Web 配信形式で実施することも差し支えない。ただし、必要以上にオンデマンド型の Web 配信形式を多用することは避け、受講者にとって効果的な学習となるよう実施すること。また、Web 配信形式で実施する場合については、受講者の負担を考慮した上で、受講者本人が適切に講義を視聴したことや、講義及び演習に参加したことを確認する手段を講じること。なお、実施方法については、事前に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に了承を得ること。

イ 講習会講師及び講習会全体の管理者

講習会講師は、公認心理師の養成と、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並びに公認心理師の養成に関する知見を有する者であって、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授及び施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に10年以上従事した経験を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。ただし、次の(ア)から(ウ)までのそれぞれに定める、「公認心理師の資格を取得した後に施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するもの」について、施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するものであって公認心理師であるものを講師とすることができる。また講習会の講師の職歴等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室より照会する場合があるので応じること。なお、講習会の講師については、事前に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に了承を得ること。

(ア) 大学（大学院及び短期大学を含む。）において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者であること。加えて、公認心理師の資格を取得した後に施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するもの。

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者であること。加えて、公認心理師の資格を取得した後に施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するもの。

(ウ) 施行規則附則第 6 条に規定する施設において、法第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為の業務に 5 年以上従事した経験を有する者であること。加えて、公認心理師の資格を取得した後に施行規則附則第 6 条に規定する施設において、法第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為の業務に 5 年以上従事した経験を有するもの、かつ、施行規則附則第 6 条に規定する施設に所属する実習指導者として、大学（大学院及び短期大学を含む。）又は専修学校の専門課程の心理分野の教育に係る実習の指導経験を有するもの。

講習会全体の管理者は、公認心理師の養成と、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並びに公認心理師の養成に関する知見を有する者とする。

ウ 受講対象者

公認心理師の資格を取得した後に法第 2 条各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事した経験を有する者を対象とすること。ただし、大学（大学院及び短期大学を含む。）において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関する 3 年以上の経験及び公認心理師の資格を取得した後に法第 2 条各号に掲げる行為の業務に従事した経験の期間の通算が 5 年以上であって公認心理師である者、専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関する 3 年以上の経験及び公認心理師の資格を取得した後に法第 2 条各号に掲げる行為の業務に従事した経験の期間の通算が 5 年以上であって公認心理師である者及び法第 2 条第各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事し、又は従事した経験を有する者であって公認心理師であるものの受講も認めることとする。

エ 講習会の期間、規模の目安

(ア) 公認心理師実習演習担当教員養成講習会

実習演習担当教員養成講習会基準告示に定める時間数の講義等を行うこと。

事業による受講者数は年間で約 1,000 名を目安としているので、事業を実施する際は当該受講者数に留意し養成に当たること。

(イ) 公認心理師実習指導者養成講習会

実習指導者養成講習会基準告示に定める時間数の講義等を行うこと。

事業による受講者数は年間で約 1,000 名を目安としているので、事業を実施する際は当該受講者数に留意し養成に当たること。

※なお、(ア) 又は (イ) のいずれかの講習会が約 1,000 名を超える場合については、(ア) 及び (イ) の講習会全体の受講者数の計が約 2,000 名となるような運用としても差し支えない。

(6) 講習会開催後のフォローアップについて

講習会開催後、受講者に対する講習会内容や受講後の取組等に関するアンケートを実施し、集計及び取りまとめを行うこと。

なお、アンケートについては受講者全員に実施することを原則とする。

(7) 講習会修了証及び修了者名簿の作成について

講習会修了者に対して実習演習担当教員養成講習会基準告示及び実習指導者養成講習会基準告示別記様式の公認心理師実習演習担当教員養成講習会修了証及び公認心理師実習指導者養成講習会修了証を実習演習担当教員養成講習会基準告示及び実習指導者養成講習会基準告示に基づき交付すること。その際、これらの修了証については、破損（修了証が一部でも残っている場合）、汚損（修了証が一部でも残っている場合）、罹災による紛失又は盗難による紛失の場合を除き、原則として再発行しない旨、修了者への説明を徹底すること。

また、教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領に定める公認心理師実習演習担当教員養成講習会修了者名簿（以下「教員養成講習会修了者名簿」という。）及び公認心理師実習指導者養成講習会修了者名簿（以下「実習指導者養成講習会修了者名簿」という。）を作成し、受講者が公認心理師実習演習担当教員又は公認心理師実習指導者を辞するまで（少なくとも30年間）保存すること。教員養成講習会修了者名簿及び実習指導者養成講習会修了者名簿の作成に当たっては、個人情報利用目的を受講者に説明し、利用について同意を得ること。¹

¹ 「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日付け29文科初第879号・障発0915第8号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添の、施行規則第1条の2第24号に規定する心理演習及び同条第25号に規定する心理実習並びに第2条第10号に規定する心理実践実習について、大学（短期大学を除く。）、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）が、文部科学省及び厚生労働省の確認を受ける過程において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室より教員養成講習会修了者名簿及び実習指導者養成講習会修了者名簿の内容について照会する場合がある。法人を解散するなどの理由により、修了者名簿の保存が困難となった場合については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に事前に連絡し、その指示を受けること。また法人解散時に教員養成講習会修了者名簿及び実習指導者養成講習会修了者名簿を他の教員養成講習会の実施者に移管することがある旨も個人情報の利用目的とともに受講者に説明すること。

4 経費の補助について

(1) 補助金の交付について

補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）など関係法令の規定によるほか、別に定める「令和5年度公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき行う。

(2) 補助額

補助金額は3,200万円程度を限度とする。

なお、補助は予算の範囲内において行われるものであり、補助額は応募額を下回ることがあるので留意すること。

(3) 補助対象経費

公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会を実施するために直接必要な諸謝金、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、借料及び損料。

なお、法人の管理運営経費については、経常的なものについては補助対象としないが、専ら補助対象事業を実施するために必要な部分に限って補助対象とすることができる。

5 留意事項

(1) この補助金は、補助金適正化法等の適用を受けて交付される補助金であり、補助金の目的外使用等の違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定を取り消し、返還等の処分が行われるほか、刑事処罰の対象となることもあるので十分留意すること。

(2) 事業実施に際しては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（契約書、領収書等）を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

- (3) 本要綱に定めのない事項については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室の指示に従い対応すること。

6 応募方法

別紙様式により(1)の提出書類を作成し、(2)の提出先に(3)の期日までに提出を電子メールで送信すること。提出に際しては、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全体に対して通し番号を付し提出すること。一つのPDFファイルの容量が10MBを超える場合は、10MBごとにPDFファイルを分割し、ファイル名に「01_…、02_…、03_…」とそれぞれ連続する番号を付し送信すること。

(1) 提出書類

- ・事業計画書の提出について(様式1)
- ・法人概要(様式2)
- ・事業計画書(様式3)
- ・所要額内訳書(様式4)
- ・事業実施スケジュール表(様式5)
- ・人件費、旅費、謝金の支給基準(任意様式)

(2) 提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
公認心理師制度推進室企画調整係
E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp

(3) 提出期日

令和5年6月9日(金) 17時まで

(4) 提出書類作成に当たっての留意事項

ア 事業計画書については、事業の実施目的及び期待する成果が明確であり、適切な計画が策定されていること。

イ 事業の企画から実施まで、計画に従って確実に遂行できる体制が整備されていること。

ウ 所要額については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

7 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に設置する事業評価委員会が書面審査（場合によりヒアリングによる審査）を行い、採択事業を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

8 交付申請

採択決定の通知を受理した法人は、別に定める交付要綱により、交付申請書を厚生労働大臣に提出すること。

9 事業実績報告

国庫補助の対象となった法人においては、事業完了後、別に定める事業実施報告書を作成し、その他の成果物とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（事業の中止または廃止の承認を受けたときは、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）又は令和6年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出すること。

また、事業を実施した法人に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

10 秘密の保持

事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、受講者等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

11 事業の公募に関する問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
公認心理師制度推進室企画調整係

TEL: 03-5253-1111 (内線 3113)

E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp